

板橋区立福祉園等指定管理者候補選定委員会設置要綱

(平成22年8月25日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立福祉園及び障がい者福祉センターの指定管理者となるべき社会福祉法人（以下「指定管理者候補」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 指定管理者候補を選定するため、板橋区立福祉園等指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(選定対象)

第3条 選定委員会は、板橋区立福祉園条例第10条第2項及び板橋区立障がい者福祉センター条例第15条第2項の規定により申請した法人（以下「申請法人」という。）の中から指定管理者候補の選定を行なうものとする。

(選定委員会の組織及び委員の構成)

第4条 選定委員会は次に掲げるものにつき、板橋区長が委嘱し又は任命する。

- (1) 福祉部長
 - (2) 障がい政策課長
 - (3) 障がいサービス課長
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、外部の有識者等（2名以上）で板橋区長が必要と認める者
- 2 選定委員会に委員長を置き、委員長は福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。
- 4 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から当該年度の末日までとする。

(選定委員会)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、前条第1項で定める委員の半数以上の委員の出席がなければ選定委員会を開くことはできない。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を選定委員会に出席させることができる。

(所掌事務)

第6条 選定委員会は、板橋区立福祉園条例第10条第3項及び板橋区立障がい者福祉センター条例第15条第3項の規定に基づき審査する。

2 選定委員会は、前項により指定管理者候補を選定し板橋区長に報告する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、障がい政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年8月25日より施行する。

なお、板橋区立福祉園指定管理者選定委員会設置要領(平成17年4月1日福祉部長決定)は本要綱の施行をもって廃止する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。